

# 独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員給与規程

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第38条の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (適用の範囲)

第2条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第26条の規定により理事長から研究所の職員として任命された者（以下「職員」という。）に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、期間を限って雇用される常時勤務を要しない職員及び臨時に勤務する職員（独立行政法人労働安全衛生総合研究所再雇用規程（以下「再雇用規程」という。）第3条の規定により再雇用され短時間勤務を要する職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給与に関する事項については、別に定めるところによる。

3 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

## (給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は、次に掲げるとおりとする。

### 一 基本給

イ 俸給

ロ 扶養手当

ハ 地域手当

### 二 諸手当

イ 管理職手当

ロ 職務手当

ハ 住居手当

ニ 初任給調整手当

ホ 特殊勤務手当

ヘ 時間外勤務手当

ト 休日給

チ 管理職員特別勤務手当

リ 期末手当

ヌ 勤勉手当

ル 通勤手当

2 研究所の業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

## (給与の支払及び控除)

第4条 給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、職員からの申し出に基づき、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより給与を支払うことができる。

- 2 給与の支払方法及び法令に基づく控除のほか給与から控除するものについては、職員の過半数を代表する労働組合又は職員の過半数を代表する者と書面により締結する協定書の定めるところによる。

#### (給与の支給日)

第5条 職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給日は、毎月16日とし、当月分の俸給、扶養手当、地域手当、管理職手当、職務手当、住居手当、初任給調整手当及び前月分の特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する支給日が独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第7条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその前日を支給日とし、その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。
- 3 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。ただし、支給日に定める日（以下この項において「支給日」という。）が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日とする。

#### (給与の日割計算)

第6条 新たに職員になった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の中途から支給するとき又は月の中途まで支給するときは、その俸給の額は、その月の現日数から、日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額（1円未満の端数を切り捨てた額）とする。
- 5 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支払いを請求したときは、前条第1項の規定にかかわらず、請求の日までの俸給を日割りによって計算し支給する。

#### (給与台帳)

第7条 理事長は、給与台帳を作成しなければならない。

- 2 給与は、給与台帳に基づいて支払うものとする。
- 3 給与台帳に関し必要な事項は別に定める。

#### (端数計算)

第8条 第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- 2 毎月の給与支払の対象となる期間（以下「一の給与期間」という。）における時間外労働、休日労働、深夜労働（午後10時から翌日の午前5時までの間の労働）の時間数の合計に1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。
- 3 一の給与期間における欠勤の時間数、職務に従事しなかった時間数、独立行政法人労働安全衛生総合研究所育児休業及び介護休業に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）第1

4条に規定する育児部分休業の時間数及び同規程第17条に規定する介護休業の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

(職員の俸給及び俸給表)

第9条 俸給は月額制とし、その月額は、次の俸給表に定めるところによる。

- 一 研究職俸給表(別表1)
  - 二 事務職俸給表(別表2)
  - 三 技能・労務職俸給表(別表3)
- 2 再雇用規程第3条の規定により再雇用され常時勤務を要する職員(以下「再雇用常時勤務職員」という。)の俸給は月額制とし、その月額は、前項第一号から第三号の俸給表の再雇用常時勤務職員の欄に定める額とする。
  - 3 再雇用短時間勤務職員の俸給は月額制とし、その額は、前項で定めた額に勤務時間等規程第4条第2項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
  - 4 前項の規定による俸給月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

(俸給の決定)

第10条 職員の受ける俸給は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ勤務の強度、勤務環境その他の勤務条件を考慮して、その職員の属する職位の俸給表において定める級及び号俸により決定する。

- 2 前項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別に定めるところによる。
- 3 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)等の適用を受けていた者が、新たに職員となった場合の俸給は、職員となった日の前日に適用を受けていた給与法又はこれに相当する規程による俸給と同じ額の号俸とする。ただし、同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸とする。
- 4 前項の規定により職員の俸給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、理事長は前項の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮して、その者の俸給を決定することができる。
- 5 第3項に規定する者のほか、新たに職員を採用する場合の俸給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験及び他の職員との権衡を考慮して決定する。

(昇格)

第11条 理事長は職員をその職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級へ昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、第9条第1項に規定する俸給表の別に応じ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表4の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。
- 3 昇格に関し必要な事項は、別に定める。

(降格)

第12条 就業規則第49条の規定により職員を降格させた場合におけるその者の俸給月額は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の

号俸)とする。

- 2 前項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、理事長は前項の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮してその者の号俸を決定することができる。

(昇給)

第13条 職員の昇給は毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項に規定する昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。
- 3 職員が現に受けている号俸が、その者の属する職位の級における最高の号俸である場合には、その者が同一の職位の級に属する間は昇給しない。
- 4 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、第1項の規定にかかわらず昇給させることができる。
- 5 昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項の扶養親族は、次の各号に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。
  - 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
  - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - 五 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額を、前項第一号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)についてはそれぞれ6,500円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は、含まれないものとする。
  - 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
  - 二 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(扶養親族の届出及び認定)

第15条 新たに職員になった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族が

ある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を所属長に届出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第二号又は第四号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合は除く。)

四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第一号に該当する場合は除く。)

2 前項の規定による届出は、扶養親族届(第1号様式)により行うものとする。

3 所属長は、職員から前項に規定する届出があったときは、扶養親族届に記載された扶養親族が前条第2項に定める要件を具備しているか確認後に認定し、その認定に係る事項を扶養親族簿(第2号様式)に記載するものとする。

4 所属長は、前項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

5 所属長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が前条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとし、この場合において、前項の規定を準用する。

6 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第1項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、扶養手当を受けている職員が退職し又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規程による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に同項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第16条 地域手当は、すべての職員に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、扶養手当、管理職手当及び職務手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる在勤地域に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都清瀬市 100分の15
- 二 神奈川県川崎市 100分の12

3 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）、地方公共団体又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人若しくは国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫及び国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）（以下、「国等の機関」という。）に使用される者であった者（国等の機関に引き続き6箇月を超えて使用されていた者に限る。）が、引き続き研究所に採用され、当該採用となった施設に係る地域手当の支給割合（以下、この項において「採用後の支給割合」という。）が、当該採用の日の前日に在勤していた国等の機関において支給を受けていた地域手当に相当する手当の支給割合（以下、この項において「採用前の支給割合」という。）に達しないときは、前項の規定にかかわらず、当該採用となった日から2年を経過する日までの間（第2号に定める割合が採用後の支給割合以下となるときは、当該採用の日から1年を経過するまでの間。以下、この項において同じ。）、俸給、扶養手当、管理職手当及び職務手当の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- 一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 採用前の支給割合（採用前の支給割合が当該採用後に改定された場合にあつては、当該採用の日の前日の採用前の支給割合。次号において同じ。）
- 二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 地域手当の支給方法については、第6条の規定を準用する。

(管理職手当)

第17条 管理職手当は管理又は監督の地位にある別表4-1に掲げる職員に対して支給することとし、その月額、同表に掲げる額とする。

2 管理職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には職務手当は支給しない。ただし、第59条第1項に定める場合は除く。

3 管理職手当の支給方法については、第6条の規定を準用する。

(職務手当)

第17条の2 職務手当は、別表4-2に掲げる職員に対して支給することとし、その月額、同表に掲げる額とする。

2 職務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には職務手当は支給しない。ただし、第59条第1項に定める場合は除く。

3 職務手当の支給方法については、第6条の規定を準用する。

(住居手当)

第18条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。第三号において同じ。）を借り受け、

月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員有料宿舎、他の独立行政法人等の職員宿舎及び配偶者、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者（第14条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額を、次に掲げる職員の区分に応じた額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

一 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

二 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

（住居手当の届出）

第19条 職員は、新たに前条の要件を具備するに至った場合は、当該要件を具備していることを契約書、家賃（使用料を含む。以下同じ。）の領収書その他住居手当の支給を受けるべき要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（第5号様式）により、その住居の実情、住宅の所有関係等を速やかに所属長に届けなければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することを持って足りるものとする。

（住居手当の確認及び支給）

第20条 所属長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第18条の要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿（第6号様式）に記載するものとする。

（家賃算定の基準）

第21条 第19条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を家賃の額に相当する額として取り扱うものとする。

一 居住に関する支払額に食料費が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

2 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、自己の居住部分と当該転貸部分との割合等を基準として算定した場合における自己の居住部分に係る家賃に相当する額を当該職員の支払っている家賃の額として取り扱うものとする。

3 職員の扶養親族たる者が借り受けている住宅を職員に転貸している場合には、当該扶養親族た

る者と貸主との間の契約に係る家賃をもって住居手当の額の算定の基礎とするものとする。

4 この条に規定する家賃には次の各号に掲げるものは、含まれないものとする。

- 一 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- 二 電気、ガス、水道等の料金
- 三 団地内の児童遊園、外灯その他の共同利用施設に係る負担金
- 四 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

(住居手当の支給の始期及び終期)

第22条 住居手当は、職員が新たに第18条の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。ただし、住居手当の支給の開始については、第19条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(住居手当の事後の確認)

第23条 所属長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第18条の要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(初任給調整手当)

第24条 初任給調整手当は、研究職俸給表の適用を受ける職員で、医師又は歯科医師の免許を有し、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると理事長が認める者であって、免許取得後の経過年数が35年以内の職員に支給する。

2 初任給調整手当の支給方法については、第6条の規定を準用する。

(職員の範囲)

第25条 前条第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条に規定する職に採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であって、その採用が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間内に行われたものとする。

2 前条又は第1項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第26条 初任給調整手当の支給期間は、35年とし、その月額は採用の日以後の期間の区分に応じた別表5に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超える

こととなる第24条第1項に規定する職を占める職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第9条の規定により休職にされた場合における当該職員に対する別表5の適用については、当該休職の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 3 第24条に規定する職員となった者（前条第2項に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

#### （時間外勤務手当）

第27条 勤務時間等規程第12条の規定により正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

#### （勤務1時間当たりの給与の額の算出）

第28条 第27条、第29条、第54条第2項、第55条第4項、第56条第1項及び第58条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額、俸給月額に対する地域手当の月額、職務手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間38時間45分に52を乗じて得たもので除して得た額とする。

- 2 前項に規定する1年間の起算日は、毎年4月1日とする。

#### （休日給）

第29条 勤務時間等規程第7条に規定する休日に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの額に100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）を乗じて得た額を休日給として支給する。

#### （時間外勤務手当及び休日給の適用除外）

第30条 第27条及び前条の規定は、第17条の規定により管理職手当を支給される職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第31条 第17条の規定に基づき管理職手当の支給を受けている職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 招へい型任期付研究員のうち6号俸の俸給月額を受ける研究員

12,000円

二 部長、センター長、首席研究員及び招へい型任期付研究員のうち5号俸又は4号俸の俸給月額を受ける研究員 10,000円

三 課長、調査役、統括研究員及び招へい型任期付研究員のうち3号俸又は2号俸の俸給月額を受ける研究員 8,000円

四 招へい型任期付研究員のうち1号俸の俸給月額を受ける研究員 6,000円

3 第1項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合、前項に規定する額に100分の150を乗じて得た額を支給する。

第32条 所属長は、管理職員特別勤務実績簿(第7号様式)及び管理職員特別勤務手当整理簿(第8号様式)を作成し、これを保管しなければならない。

(特殊勤務手当)

第33条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 前項に規定する手当は、高所作業手当とし、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を支給する。

一 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で大災害防止作業のために従事した場合  
作業に従事した日1日につき220円

二 前号の規定にかかわらず、当該作業が地上又は水面下20メートル以上の箇所で行われた場合  
作業に従事した日1日につき320円

(特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当の支給)

第34条 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。

2 前項に規定した手当は、同項の規定にかかわらず、職員が第6条に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして異動し又は離職し若しくは死亡した場合には、その異動し又は離職し若しくは死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、第5条第3項に規定する日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し(引き続き国等の機関の職員となった場合を除く。)又は死亡した職員についても同様とする。ただし、次に該当する者には支給しない。

一 退職又は失職後、基準日までの間において次に掲げる常勤の職員となった者

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 特定独立行政法人の職員のうち期末手当に相当する給与（次号において「期末手当相当給与」という。）の支給について、この規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該特定独立行政法人の職員としての在職期間に通算することとしている特定独立行政法人の職員（次号イに定める職員を除く。）

二 退職後、引き続き次に掲げる常勤の職員となった者

イ 特定独立行政法人の職員のうち期末手当相当給与の支給について、この規程の適用を受ける職員が引き続き当該特定独立行政法人の職員となった場合に、この規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該特定独立行政法人の職員としての在職期間に通算することとしている特定独立行政法人の職員

ロ 地方公務員（期末手当相当給与の支給について、この規程の適用を受ける職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することとしている地方公共団体の職員に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、他の職員との権衡上、期末手当を支給しないことにつき正当な事由があると理事長が認めた場合、期末手当を減額し、又は支給しないこととすることができる。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に次項で定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（国等の機関の職員であった者で引き続き研究所の職員となった者については、それらの職員であった期間を通算することができる。）の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

4 前項で規定する割合は、職員の俸給表に応じて、次の各号に掲げる割合（以下「支給割合」という。）とする。

一 第17条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員で、その支給率が20/100である職員（以下、本規程において「特定職員」という。）

基準日	支給割合
6月1日	100分の105
12月1日	100分の115

二 前号に掲げる職員以外の職員

基準日	支給割合
6月1日	100分の125
12月1日	100分の135

三 再雇用常時勤務職員及び再雇用短時間勤務職員

基準日	支給割合
6月1日	100分の65
12月1日	100分の80

5 第3項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、

退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給、扶養手当及びこれらに対する地域手当の月額(俸給及び扶養手当の月額に第16条第2項に定める地域手当の支給割合を乗じて得た額)の合計額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。

- 6 事務職俸給表の適用を受ける職員でその職位の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき別表6で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項の規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額(俸給の月額に第16条第2項に定める地域手当の支給割合を乗じて得た額)の合計額(1円未満の端数を切り捨てた額)に、職員の区分に応じて、同表に掲げる支給率を乗じて得た額(別表7に掲げる職員にあっては、その額に俸給月額に同表に掲げる支給率を乗じて得た額)を加算した額を第3項の期末手当基礎額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。

#### (勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績及び在職期間(国等の機関の職員であった者で引き続き研究所の職員となった者については、それらの職員であった期間を通算することができる。)に応じて第5条第3項に規定する日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し(引き続き国等の期間の職員となった場合を除く。)又は死亡した職員についても同様とする。ただし次に該当する者には支給されない。

一 退職又は失職後、基準日までの間において次に掲げる常勤の職員となった者

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 特定独立行政法人の職員のうち勤勉手当に相当する給与(次号において「勤勉手当相当給与」という。)の支給について、この規定の適用を受ける職員としての在職期間を当該特定独立行政法人の職員としての在職期間に通算することとしている特定独立行政法人の職員(次号イに定める職員を除く。)

二 退職後、引き続き次に掲げる常勤の職員となった者

イ 特定独立行政法人の職員のうち勤勉手当相当給与の支給について、この規定の適用を受ける職員が引き続き当該特定独立行政法人の職員となった場合に、この規定の適用を受ける職員としての在職期間を当該特定独立行政法人の職員としての在職期間に通算することとしている特定独立行政法人の職員

ロ 地方公務員(勤勉手当相当給与の支給について、この規定の適用を受ける職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することとしている地方公共団体の職員に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、他の職員との権衡上、勤勉手当を支給しないことにつき正当な事由があると理事長が認めた場合、勤勉手当を減額し、又は支給しないこととすることができる。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に下記表1の勤務期間の割合を乗じて得た額に、下記表2及び表3(懲戒処分を受けた職員の成績率は、下記表4)の割合を乗じて得た額を支給する。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、第1項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し又は死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65(特定職員にあっては100分の85)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の規定にかかわらず 再雇用常時勤務職員及び再雇用短時間勤務職員(以下「再雇用職員」という。)に支給する勤勉手当の額の総額は、当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の30

(特定職員にあっては100分の40) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

表 1

勤 務 期 間	割 合
6 月	1 0 0 分 の 1 0 0
5 月 1 5 日 以 上 6 月 未 満	1 0 0 分 の 9 5
5 月 以 上 5 月 1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 9 0
4 月 1 5 日 以 上 5 月 未 満	1 0 0 分 の 8 0
4 月 以 上 4 月 1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 7 0
3 月 1 5 日 以 上 4 月 未 満	1 0 0 分 の 6 0
3 月 以 上 3 月 1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 5 0
2 月 1 5 日 以 上 3 月 未 満	1 0 0 分 の 4 0
2 月 以 上 2 月 1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 3 0
1 月 1 5 日 以 上 2 月 未 満	1 0 0 分 の 2 0
1 月 以 上 1 月 1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 1 5
1 5 日 以 上 1 月 未 満	1 0 0 分 の 1 0
1 5 日 未 満	1 0 0 分 の 5
零	0

表 2

勤 務 成 績	特定管理職員成績率 (括弧内は再雇用職員)	
	平成22年6月	平成22年12月
(1) 特に優秀	100分の113以上180以下	100分の107以上170以下
(2) 優 秀	100分の100以上113未満 (100分の45超)	100分の94.5以上107未満 (100分の40超)
(3) 良 好	100分の87 (100分の45)	100分の82 (100分の40)
(4) 良好でない	100分の87未満 (100分の45未満)	100分の82未満 (100分の40未満)

表 3

勤 務 成 績	一般の職員成績率 (括弧内は再雇用職員)	
	平成22年6月	平成22年12月
(1) 特に優秀	100分の87以上140以下	100分の81以上130以下
(2) 優 秀	100分の77以上87未満 (100分の35超)	100分の71.5以上81未満 (100分の30超)
(3) 良 好	100分の67 (100分の35)	100分の62 (100分の30)
(4) 良好でない	100分の67未満 (100分の35未満)	100分の67未満 (100分の30未満)

表 4

懲戒処分の種類	成績率（括弧内は再雇用職員）	
	特定職員	左以外の職員
停 職	100分の28以下 〔 6月：100分の15以下 12月：100分の13.5以下 〕	100分の31 〔 6月：100分の20 12月：100分の17 〕
減 給	100分の45以下 〔 6月：100分の25以下 12月：100分の22以下 〕	100分の40 〔 6月：100分の25 12月：100分の21.5 〕
戒 告	100分の63 〔 6月：100分の35以下 12月：100分の31以下 〕	100分の48 〔 6月：100分の30 12月：100分の25.5 〕

- 5 第3項及び第4項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（1円未満の端数を切り捨てた額）とする。
- 6 前条第6項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「第3項」とあるのは「次条第3項」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

（期末手当及び勤勉手当に係る不支給等）

第37条 次の各号のいずれかに該当する者には、第35条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当及び勤勉手当は支給しない。

- 一 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第49条第一号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者
  - 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げるものを除く。）で、その離職した日から当該基準支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた者
  - 三 次項の規定により期末手当及び勤勉手当の支給日の変更処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた者
- 2 理事長は、期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当及び勤勉手当の支給日を変更することができる。
- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当及び勤勉手当を支給することが、研究所の信用を確保し、期末手当及び勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合

- 3 理事長は、前項の規定による期末手当及び勤勉手当の支給日の変更処分（以下「変更処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに支給日を確定して支払わなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、変更処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他変更処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 変更処分を受けた者が当該変更処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 変更処分を受けた者について、当該変更処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 変更処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該変更処分に係る期末手当及び勤勉手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 4 前項の規定にかかわらず、理事長は、変更処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、支給日を確定して支払うことを妨げるものではない。

（通勤手当）

第38条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
  - 二 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 交通機関等に係る通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、再雇用短時間勤務職員については、支給単位当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める額とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤手当の額の算出に関する第39条から第41条に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - 二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
    - イ 自動車等の使用距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この号

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員   | 2, 000円  |
| ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員  | 4, 100円  |
| ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 | 6, 500円  |
| ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 | 8, 900円  |
| ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 | 11, 300円 |
| ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 | 13, 700円 |
| ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 | 16, 100円 |
| チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 | 18, 500円 |
| リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 | 20, 900円 |
| ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 | 21, 800円 |
| ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 | 22, 700円 |
| ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 | 23, 600円 |
| ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員           | 24, 500円 |
- 三 前項第三号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ定める額
- イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前二号に定める額（第一号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- ロ 1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前号に定める額以上である職員（イに掲げる職員を除く。） 第一号に定める額
- ハ 1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（イに掲げる職員を除く。） 前号に定める額
- 3 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）とする。
- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1箇月
- 4 前項第一号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、就業規則第14条の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務形態の変更により通勤のために負担する運賃等の額に変更があること及びその他の事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
- 5 通勤手当の支給単位期間は、第45条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

(通勤手当の額の算出の基準)

第39条 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らして最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとし、前条第2項第一号に規定する運賃等相当額は次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間（前条第3項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額
- 三 所属長の定める交通機関等 所属長の定める額

第40条 前条の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、これらにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。

第41条 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、第39条各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額とする。

（通勤手当の届出）

第42条 職員は、第38条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、通勤届（第3号様式）により、その実情をすみやかに所属長に届け出なければならない。次の各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- 一 住居、通勤経路、若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
- 二 就業の場所を異にして異動した場合
- 三 第38条第1項各号に該当しないこととなった場合

（通勤手当の確認及び認定）

第43条 所属長は、職員から前条の届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法で確認し、その者が第38条第1項の要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定又は改定し、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿（第4号様式）に記載するものとする。

（支給日）

第44条 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第49条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第5条に規定する給与の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第42条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する給与の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給与の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が

当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

- 4 次の各号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
  - 一 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして第38条第2項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
  - 二 職員が第38条第2項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（通勤手当の支給の始期及び終期）

- 第45条 通勤手当は、職員に新たに第38条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。ただし、通勤手当の支給の開始については、第43条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
  - 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者又は就業の場所を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する就業の場所への勤務を開始すべきこととされる日に第38条第1項の要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の要件が具備されるに至った日として取り扱い、第1項の規定による支給の開始または前項の規定による支給額の改定を行うものとする。
  - 4 職員が月の中途において就業規則第9条の規定により休職とされ、同規則第49条第四号の規定により停職にされ、又は育児・介護休業規程第6条の規定により育児休業を取得した場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当している時を除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は勤務に復職した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。
  - 5 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（返納の事由及び額等）

- 第46条 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次条に定める額を返納させるものとする。

- 一 離職し、若しくは死亡した場合又は第38条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- 三 月の中途において就業規則第9条の規定により休職にされ、同規則第49条第四号の規定により停職にされ、育児・介護休業規程第6条に規定する育児休業を取得した場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなる場合
- 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(返納額)

第47条 交通機関等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 1箇月当たりの運賃等相当額等（第38条第2項第三号イに掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第2項第二号に定める額の合計額。以下この号において同じ。）が55,000円以下であつた場合 前条第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同条第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、次のイからニまでに掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める月（次号において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
  - イ 前条第一号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その月が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）
  - ロ 前条第二号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
  - ハ 前条第三号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
  - ニ 前条第四号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の途中までの期間とされていた場合であつて、その後の事情変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見しがたいことが相当と認められる場合にあつては、当該通勤しないこととなる月）
- 二 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前条各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）
  - ロ 第44条第4項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数（以下この号において「残月数」という。）を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び次に掲げる額の合計額（第44条第4項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあつては（1）及び（2）に掲げる額の合計額）のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）
    - （1） 第44条第4項第一号又は第二号に定める期間（以下この号において「最長支給単位

期間」という。)において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額

- (2) 最長支給単位期間において使用されるべき交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額に残月数を乗じて得た額
- (3) 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第38条第2項第二号に定める額に残月数を乗じて得た額

2 所属長は、職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給与の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の支給義務者が同一であるときは、翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(事後の確認)

第48条 所属長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第38条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを、その職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(支給できない場合)

第49条 第38条1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合は、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給しない。

(みなし支給)

第50条 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に相当する行為があり、かつ、その間に独立行政法人労働安全衛生総合研究所旅費規程による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合には、前条の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を就業の場所とみなして支給することができる。

2 職員が長期間の研修のための旅行をする場合であり、当該研修期間が月の初日から末日までの期間の全日数にわたる場合に限り、その研修所を就業の場所とみなして支給することができる。ただし、当該職員が当該研修施設に宿泊している場合等であって、通勤に相当する行為が認められないときは、支給しない。

(通勤手当の特例)

第51条 所属長は、就業の場所を異にする異動又は在勤する就業の場所の移転に伴い、所在する地域を異にする就業の場所に在勤することとなったこと等により、その通勤の実情が第38条に規定する通勤手当の額を上回る額を支給することが適当と認められる場合は、同条の規定にかかわらず、通勤手当の月額を増額させ、運賃等の全額までを支給することができる。

2 所属長は、月の中途において新たに俸給表の適用を受ける職員となった者又は就業の場所を異にする異動若しくは在勤する就業の場所の移転に伴い、所在する地域を異にする就業の場所に在勤することとなった職員については、第45条第1項の規定にかかわらず、当該適用の日又は当該異動の発令日(以下「適用の日等」という。)からその日の属する月の末日までに係る通勤手当の額を第6条第4項を準用して算定し、適用の日等の属する月の翌月の俸給の支給定日に支給することができる。この場合における交通機関等に係る通勤手当算出の基礎は第38条第3項の規定にかかわらず1箇月を支給単位とする回数乗車券等の額とし、又は自動車等に係る通勤手当算出の基礎額は自動車等に係る1箇月当たりの通勤手当の額を通勤21回分で除して得た額とする。

(国際機関へ派遣した職員の給与)

第52条 就業規則第9条第1項第四号の規定による国際機関への派遣を命ぜられたことによる休職となった職員(以下「国際派遣職員」という。)には、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、派遣先の勤務に対して支給される給与の額が低いと理事長が認めるときは、それぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

- 2 派遣先の国際機関等から報酬を受ける等の事情により、前項の規定による給与を支給することが不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該職員に俸給等の100分の70未満を支給すること又は支給しないことができる。ただし、派遣先の生活事情等により減額することが適当でないと理事長が認めるときは、控除額を減額することができる。
- 3 国際派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との権衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。その派遣期間中に退職する場合においても同様とする。

(休暇の際の給与)

第53条 勤務時間等規程第17条から第20条に規定する休暇の期間については、通常の勤務をしたものとして給与を支給する。

(給与の減額)

第54条 職員が勤務しないときは、休日である場合、勤務時間等規程に規定する休暇(業務上又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり病気休暇の承認がされた場合を除く。)による場合、その他その勤務をしないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 理事長の許可を受けて、勤務時間の一部を割いて研究所以外の機関との兼業をしたときは、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(俸給の半額を減ずる日)

第54条の2 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。)につき、俸給の半額を減ずる。

- 2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。
- 3 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他関係法令で定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

(欠勤者等の給与)

第55条 職員が業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり欠勤した場合は、通常の勤務をしたものとして給与の全額を支給する。

- 2 職員が業務外の傷病により欠勤した場合(就業規則第32条第4項に規定する無断欠勤として

取り扱われた場合を除く。)は、その欠勤の期間が欠勤を始めた日から90日間、結核性疾患による場合については1年間、俸給、地域手当、扶養手当及び住居手当の全額を支給する。

3 前項の欠勤の期間には、休日を含めるものとする。

4 第2項に規定する無断欠勤として取り扱われた場合には、その勤務しない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

#### (介護休業に係る給与)

第56条 職員が、育児・介護休業規程第17条に規定する介護休業(以下この条において「介護休業」という。)により勤務をしない場合には、その勤務をしない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 介護休業を受けた職員が再び勤務するに至ったときは、当該介護休業を受けた期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。

3 承認された介護休業期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

4 承認された介護休業期間は、勤勉手当の勤務期間から除算しない。ただし、介護休業の承認を受けて一日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が30日を超える場合には、その勤務しなかった時間数を日に換算して得た日数を、勤勉手当の勤務期間から除算する。

#### (育児休業に係る給与)

第57条 職員が、育児・介護休業規程6条に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)をしている期間については、給与を支給しない。

2 第35条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(次項に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 前項において規定する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 育児休業をしていた期間の2分の1の期間

二 就業規則第49条第四号の規定により停職の処分を受けている職員

4 第36条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。ただし、育児休業期間は、勤勉手当の勤務期間から除算する。

5 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。

#### (育児部分休業に係る給与)

第58条 育児・介護休業規程第14条に規定する育児部分休業(以下、この条で「育児部分休業」という。)により勤務をしない場合は、その勤務をしない1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

2 承認された育児部分休業期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

3 承認された育児部分休業期間は、勤勉手当の勤務期間から除算しない。ただし、育児部分休業の承認を受けて勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった時間数を日に換算して得た日数を、勤勉手当の勤務期間から除算する。

#### (退職者の給与)

- 第59条 職員が業務上又は通勤による傷病により、就業規則第9条第1項第一号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたとき又は病気休暇の承認を受けたときは、その休職の期間中、給与の全額（労働基準法第76条による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金の額に相当する額を除く額）を支給する。
- 2 職員が業務外の傷病により、就業規則第9条第1項第一号に規定に基づき休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、結核性疾患以外の傷病にあつては休職を命ぜられた日から1年間について、俸給、地域手当、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。また、結核性疾患にあつては、休職を命ぜられた日から2年間に達するまでは、俸給、地域手当、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
  - 3 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、俸給、地域手当、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60の範囲内において理事長が定める額を支給することができる。
  - 4 職員が前3項に規定する事由以外の事由により休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、俸給、地域手当、扶養手当、住居手当及び期末手当の全部又は一部を支給することができる。
  - 5 就業規則第9条の規定により休職することを命ぜられた者（以下「休職者」という。）は、前4項に定める給与を除く他のいかなる給与も支給しない。ただし、理事長が認める場合はこの限りではない。
  - 6 第2項及び第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職したときは、第5条第3項に定める日に、第35条第2項に規定する額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が定める職員については、この限りではない。
  - 7 第2項及び第4項の規定による期末手当の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第9条第1項第三号及び第四号に規定する休職から復職した最初の基準日における期末手当の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。
  - 8 第2項から第4項までの規定による俸給及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

#### （停職者の給与）

第60条 職員が就業規則第49条第四号の規定による停職の処分を受けた場合は、その期間中の給与は支給しない。

#### （復職時等における俸給月額の調整等）

第61条 休職にされ、又は休暇若しくは欠勤のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、又は休暇若しくは欠勤の期間（以下「休職等の期間」という。）を次表に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）又は復職等の日から1年以内の第13条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整することができる。

#### 休職期間等換算表

休職等の期間	換算表
就業規則第9条第1項第一号、第三号、第四号、又は第五号の規定による休暇（業務上又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）期間	3分の3以下
育児・介護休業規程6条及び第17条の規定による介護休業又は育児休業の期間	2分の1以下
就業規則第9条第1項第一号及び第五号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の傷病若しくは疾病による休暇の期間	3分の1以下
結核性疾患による休職（休暇）の期間	2分の1以下
就業規則第9条第1項第二号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3分の3以下

（再雇用職員の適用除外）

第62条 第11条、第13条、第14条、第18条及び第24条の規定は、再雇用職員には適用しない。

（俸給月額の見直し）

第63条 職員の俸給月額の決定に誤りがあり、理事長がこれを訂正しようとする場合には、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（この規程により難しい場合の措置）

第64条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当である場合の取扱いは、理事長の定めるところによる。

（実施に関し必要な事項）

第65条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号。以下「改正法」という。）附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

第3条 切替日の前日において、旧産業安全研究所職員給与規程別表1から3又は旧産業医学総合研究所職員給与規程別表1から3（以下「旧俸給表」という。）の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、第2項、第3項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日前日にその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて改正法附則別表第2に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて改正法附則別表第3に定める号俸とする。

3 前条及び前項までの規定により職員の俸給を切替えることが著しく不適当であると認められる場合には、理事長は前条及び前2項の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮して、当該職員の俸給を定めることができる。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第4条 切替日前に職務の級に異動があった職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級に異動があったものとした場合との権衡上必要と認められる限度において調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

第5条 附則第1条から前条までの規定の適用については、これらに規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、旧産業安全研究所職員給与規程又は旧産業医学総合研究所職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第6条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 理事長は、切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、前項の規定に準じて、俸給を支給することができる。

（地域手当の支給割合の経過措置）

第7条 切替日から平成22年3月31日までの期間における第16条第2項に規定する割合については、「100分の15」又は「100分の12」とあるのは、「100分の10」又は「100分の11」とする。

（職務手当の支給割合の経過措置）

第8条 切替日の前日において、別表4に掲げる職務手当の支給率と異なる支給率で職務手当に相当する手当の支給を受けていた職員については、切替日後においても、なお従前の支給率で職務手当を支給するものとする。

（職員の引継ぎに係る諸手当の認定等）

第9条 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成11年法律第181号）附則第2条第1項及び第2項の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所の職員となるものにおけるこの規定第15条及び第19条の適用については、特に支給要件等に変更がない限り、研究所の成立の日において所属長の認定又は決定があったものとみなす。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(地域手当の支給割合の経過措置)

第2条 平成21年4月1日以後の期間における第16条第2項に規定する割合については、「100分の15」とあるのは「100分の12」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

(期末手当)

第2条 平成21年6月1日以後の期間における第35条第4項第一号に掲げる表は次のとおりとする。

基準日	支給割合
6月1日	100分の110
12月1日	100分の140

第3条 平成21年6月1日以後の期間における第35条第4項第二号に掲げる表は次のとおりとする。

基準日	支給割合
6月1日	100分の125
12月1日	100分の160

第4条 平成21年6月1日以後の期間における第35条第4項第三号に掲げる表は次のとおりとする。

基準日	支給割合
6月1日	100分の70
12月1日	100分の85

(勤勉手当)

第5条 平成21年6月1日以後の期間における第36条第3項における表2（懲戒処分を受けた職員にあっては、表3）は次のとおりとする。

表2

勤務成績	成績率（括弧内は再雇用職員）	
	特定職員	左以外の職員
(1) 特に優秀	100分の106以上170以下	100分の87以上140以下

(2) 優 秀	100分の94以上106未満 〔 6月：100分の40超 〕 〔 12月：100分の50超 〕	100分の77以上87未満 〔 6月：100分の30超 〕 〔 12月：100分の40超 〕
(3) 良 好	100分の82 〔 6月：100分の40 〕 〔 12月：100分の50 〕	100分の67 〔 6月：100分の30 〕 〔 12月：100分の40 〕
(4) 良好でない	100分の82未満 〔 6月：100分の40未満 〕 〔 12月：100分の50未満 〕	100分の67未満 〔 6月：100分の30未満 〕 〔 12月：100分の40未満 〕

表 3

懲戒処分の種類	成績率（括弧内は再雇用職員）	
	特 定 職 員	左 以 外 の 職 員
停 職	100分の27.5以下 〔 6月：100分の13.5以下 〕 〔 12月：100分の20以下 〕	100分の33.5以下 〔 6月：100分の17以下 〕 〔 12月：100分の25以下 〕
減 給	100分の45.5以下 〔 6月：100分の22以下 〕 〔 12月：100分の30以下 〕	100分の43以下 〔 6月：100分の21.5以下 〕 〔 12月：100分の30以下 〕
戒 告	100分の63.5 〔 6月：100分の31以下 〕 〔 12月：100分の40以下 〕	100分の52 〔 6月：100分の25.5以下 〕 〔 12月：100分の35以下 〕

附則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員という。」）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、管理職手当、職務手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手

当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務職俸給表	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
技能・労務職俸給表	1 級	1号俸から108号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から64号俸まで
	4 級	1号俸から36号俸まで
	5 級	1号俸から20号俸まで
研究職俸給表	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで
	3 級	1号俸から40号俸まで
	4 級	1号俸から24号俸まで
	5 級	1号俸から4号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（55歳を超える職員の給与の抑制措置）

第3条 当分の間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額

当該特定職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合（以下「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下「俸給月額減額基礎額」という。）

二 地域手当

当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸

に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

### 三 管理職手当 (職務手当)

当該特定職員の管理職手当又は職務手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額

### 四 期末手当

それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (第 3 5 条第 6 項に定める職員にあつては、当該合計額に、同項別表 6 の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額 (同項別表 7 に定める職員にあつては、俸給月額に同表の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額を加算した額) を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 4 項に規定する割合を乗じて得た額に、同条第 3 項に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (同条第 6 項に定める職員にあつては、当該合計額に、同項別表 6 の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額 (同項別表 7 に定める職員にあつては、俸給月額に同表の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額を加算した額) を加算した額) に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 4 項に規定する割合を乗じて得た額に、同条第 3 項に定める割合を乗じて得た額)

### 五 勤勉手当

それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (第 3 6 条第 6 項において準用する第 3 5 条第 6 項に定める職員にあつては、当該合計額に、同項別表 6 の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額 (同項別表 7 に定める職員にあつては、俸給月額に同表の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額を加算した額) を加算した額) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 3 6 条第 3 項に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 (同条第 6 項において準用する第 3 5 条第 6 項に定める職員にあつては、当該合計額に、同項別表 6 の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額 (同項別表 7 に定める職員にあつては、俸給月額に同表の職員の区分に対応する支給率を乗じて得た額を加算した額) を加算した額) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 3 6 条第 3 項に規定する割合を乗じて得た額)

### 六 第 5 9 条第 1 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与

当該特定職員に適用される次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第 5 9 条第 1 項 前各号に定める額

ロ 第 5 9 条第 2 項 第一号から第三号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 5 9 条第 3 項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 5 9 条第 4 項 第一号から第三号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 5 9 条第 6 項 第三号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額 (同条第 4 項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

俸給表	職務の級
事務職俸給表	6 級

第4条 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第5条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3条の適用については、同条中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第6条 平成18年規程附則第6条第1項の適用については、「同日において受けていた俸給月額」とあるのは「同日において受けていた俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）」とし、「その差額に相当する額」とあるのは「その差額に相当する額（附則第3条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」とする。

## 附 則

この附則は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）の成立を受け、これに関し、厚生労働省からの国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請があったところである。ついては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という）職員の給与の改定について定めるとともに、東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の支出の削減に寄与することを目的として、当研究所における人件費を削減するため、研究所職員給与規程（以下「給与規程」という）の特例を定めるものである。

(施行期日)

第1条 この附則において、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第2条から第3条 平成24年3月1日
- 二 第4条から第6条 平成24年4月1日

(給与規程の一部改正)

第2条 給与規程の一部を次のように改正する。第9条別表1から別表3までを別表のように改める。

(平成22年12月1日施行附則の一部改正)

第3条 平成22年12月1日施行附則の一部を次のように改正する。

附則第6条中平成18年4月1日施行附則第6条第1項中「には」の下に「、平成26年3月31日までの間」を加え、「附則第3条により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（研究所職員就業規則（以下「就業規則」という）第16条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が平成22年12月1日施行附則第3条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が

55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後」に改め、同項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改める。

(給与規程の特例)

第4条 規定の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、給与規程第9条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
研究職俸給表(別表1)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
事務職俸給表(別表2)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
技能・労務職俸給表(別表3)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77

2 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額

二 職務手当 当該職員の職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額

三 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当及び職務手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

五 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

六 給与規程第59条第1項から第6項までの規定により支給される給与

当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額

イ 給与規程第59条第1項 前項及び前各号に定める額

ロ 給与規程第59条第2項 前項並びに第3号及び第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 給与規程第59条第3項 前項並びに第3号及び第4号までに定める額に、同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 給与規程第59条第4項 前項並びに第3号及び第4号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 給与規程第59条第6項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

3 特例期間においては、第27条、第29条、第54条第2項、第55条第4項、第56条第1項及び第58条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第28条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の

合計額に12を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 4 特例期間においては、平成22年12月1日施行附則第3条の規定の適用を受ける職員に対する第1項から第6項の規定の適用については、第1項中「俸給月額に」とあるのは「俸給月額から平成22年12月1日施行附則第1項に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年12月1日施行附則第2項に定める額に相当する額を減じた額」と、第3項中「職務手当の月額」とあるのは「職務手当の月額から平成22年12月1日施行附則第3項に定める額に相当する額を減じた額」と、第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年12月1日施行附則第4項に定める額に相当する額を減じた額」と、第5項中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年12月1日施行附則第5項に定める額に相当する額を減じた額」と、第6項中「前各号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前各号」と、同号ロ及びニ中「第1号から第3号まで」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた第1号から第3号まで」と、同号ハ中「第1号から第2号まで」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた第1号から第2号まで」と、同号ホ中「第3号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた第3号」とする。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第5条 平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、給与規程第35条第3項及び第5項及び第6項若しくは給与規程第59条第1項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員（非常勤職員就業規則に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの若しくは独立行政法人労働安全衛生総合研究所任期付研究員の採用及び給与に関する規程第6条第1項及び第2項であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の職務手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額（平成22年12月1日施行附則第3条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
研究職俸給表	1 級	1号俸から108号俸まで
	2 級	1号俸から84号俸まで
	3 級	1号俸から52号俸まで
	4 級	1号俸から36号俸まで
	5 級	1号俸から16号俸まで

事務職俸給表	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から76号俸まで
	3 級	1号俸から60号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から36号俸まで
	6 級	1号俸から28号俸まで
	7 級	1号俸から16号俸まで
	8 級	1号俸から4号俸まで
技能・労務職俸給表	1 級	1号俸から121号俸まで
	2 級	1号俸から84号俸まで
	3 級	1号俸から76号俸まで
	4 級	1号俸から48号俸まで
	5 級	1号俸から32号俸まで

二 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第6条 平成24年4月1日において第3条の規定による改正後の俸給に関する状況を考慮してその他関係法令で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のその他関係法令の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下、この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとしてその他関係法令で定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものにあつては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において第3条の規定による改正後の俸給に関する状況を考慮してその他関係法令で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとしてその他関係法令で定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものにあつては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において第3条の規定による改正後の俸給に関する状況を考慮してその他関係法令で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとしてその他関係法令で定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとしてその他関係法令で定める職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 別表 1

## 研究職俸給表(第9条関係)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	531,200
2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	534,300
3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	537,500
4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	540,700
5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300	543,900
6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100	546,300
7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900	548,800
8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600	551,300
9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300	553,800
10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100	555,600
11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900	557,500
12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700	559,400
13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600	561,200
14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400	562,600
15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200	564,000
16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000	565,400
17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500	566,600
18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100	567,500
19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700	568,400
20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300	569,300
21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900	570,300
22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500	
23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100	
24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700	
25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100	
26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600	
27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200	
28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700	
29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200	
30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800	
31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400	
32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000	
33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300	
34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800	
35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300	
36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800	
37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300	
38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800	
39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300	
40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800	

41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
74	262,600	321,400	393,000		
75	264,000	322,500	393,700		
76	265,400	323,600	394,400		
77	266,500	324,700	395,200		
78	267,800	325,700	395,800		
79	269,100	326,700	396,500		
80	270,400	327,700	397,200		
81	271,800	328,800	397,900		
82	273,100	329,600	398,600		
83	274,400	330,300	399,300		
84	275,700	331,100	400,000		
85	276,900	331,700	400,500		

86	278,200	332,200	401,200			
87	279,500	332,700	401,900			
88	280,800	333,200	402,600			
89	281,900	333,500	403,000			
90	283,100	334,000				
91	284,300	334,500				
92	285,500	335,000				
93	286,600	335,300				
94	287,600	335,800				
95	288,600	336,300				
96	289,600	336,800				
97	290,200	337,400				
98	291,100	337,900				
99	292,000	338,400				
100	292,900	338,900				
101	293,800	339,400				
102	294,500	339,900				
103	295,200	340,400				
104	295,900	340,900				
105	296,700	341,400				
106	297,200	341,900				
107	297,700	342,400				
108	298,200	342,900				
109	298,400	343,500				
110	298,800	344,000				
111	299,100	344,500				
112	299,400	345,000				
113	299,800	345,600				
114	300,100	346,100				
115	300,400	346,600				
116	300,700	347,100				
117	301,000	347,600				
118	301,400	348,100				
119	301,800	348,600				
120	302,200	349,100				
121	302,500	349,500				
再雇用職員	215,700	261,200	286,900	330,100	389,800	531,200

## 別表 2

## 事務職俸給表(第9条関係)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600	529,500
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700	532,500
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800	535,700
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900	538,900
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900	542,100
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000	544,500
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100	547,000
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200	549,500
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100	552,000
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200	553,900
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300	555,700
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400	557,600
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200	559,400
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600	560,900
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000	562,400
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400	563,900
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800	565,300
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300	566,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800	567,700
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300	568,900
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500	570,100
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500	
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100	
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000	
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900	
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800	
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700	
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800		
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600		
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400		
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200		

46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100		
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800		
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500		
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000		
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700		
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400		
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100		
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600		
86	239,700	294,800	343,200	383,900			
87	240,400	295,100	343,700	384,500			
88	241,100	295,500	344,200	385,100			
89	241,900	295,800	344,600	385,800			
90	242,400	296,200	345,100	386,400			
91	242,900	296,600	345,600	387,000			
92	243,400	297,000	346,100	387,600			
93	243,700	297,100	346,300	388,300			
94		297,500	346,800				
95		297,900	347,300				

96		298,300	347,800							
97		298,500	347,900							
98		298,900	348,400							
99		299,300	348,900							
100		299,700	349,400							
101		299,900	349,700							
102		300,300	350,100							
103		300,700	350,500							
104		301,100	350,900							
105		301,300	351,400							
106		301,600	351,800							
107		302,000	352,200							
108		302,400	352,600							
109		302,600	353,100							
110		303,000	353,500							
111		303,400	353,900							
112		303,700	354,200							
113		303,800	354,700							
114		304,200								
115		304,600								
116		305,000								
117		305,200								
118		305,500								
119		305,800								
120		306,100								
121		306,500								
122		306,800								
123		307,100								
124		307,400								
125		307,800								
再雇用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,500

## 別表 3

## 技能・労務職俸給表(第9条関係)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400

36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100
45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
70	204,200	253,800	284,500	314,300	
71	204,700	254,400	285,300	314,800	
72	205,300	255,000	286,100	315,300	
73	205,900	255,300	287,000	315,600	
74	206,600	255,700	287,800	316,100	
75	207,300	256,200	288,600	316,600	

76	208,100	256,700	289,400	317,100
77	208,500	257,300	290,000	317,300
78	209,200	257,800	290,600	317,700
79	209,900	258,300	291,100	318,100
80	210,600	258,800	291,500	318,500
81	211,300	259,200	292,000	319,000
82	212,000	259,500	292,500	319,400
83	212,700	259,800	293,000	319,800
84	213,400	260,100	293,500	320,200
85	214,100	260,300	293,900	320,500
86	214,800	260,700	294,500	320,900
87	215,500	261,000	295,100	321,300
88	216,200	261,300	295,700	321,700
89	216,800	261,500	296,000	322,000
90	217,400	261,700	296,500	322,400
91	218,000	262,100	297,000	322,800
92	218,600	262,300	297,500	323,200
93	219,100	262,600	297,900	323,400
94	219,600	263,000	298,400	323,800
95	220,100	263,400	298,900	324,200
96	220,600	263,800	299,400	324,600
97	221,200	264,000	299,700	324,900
98	221,700	264,300	300,200	325,300
99	222,200	264,500	300,700	325,700
100	222,700	264,800	301,200	326,100
101	223,300	265,100	301,600	326,400
102	223,900	265,300	302,000	
103	224,500	265,600	302,400	
104	225,100	265,900	302,800	
105	225,500	266,100	303,100	
106	226,000	266,400	303,500	
107	226,500	266,700	303,900	
108	227,000	267,000	304,300	
109	227,200	267,300	304,700	
110	227,600	267,600	305,100	
111	228,100	267,900	305,500	
112	228,600	268,200	305,900	
113	229,100	268,400	306,100	
114	229,600	268,700	306,500	
115	230,100	269,000	306,900	

116	230,600	269,300	307,300		
117	231,000	269,600	307,600		
118	231,400	269,900	308,000		
119	231,800	270,200	308,400		
120	232,200	270,500	308,800		
121	232,600	270,600	309,000		
122		270,900	309,400		
123		271,200	309,800		
124		271,500	310,200		
125		271,600	310,400		
126		271,900	310,800		
127		272,200	311,200		
128		272,500	311,600		
129		272,600	311,800		
130		272,900	312,200		
131		273,200	312,600		
132		273,500	313,000		
133		273,600	313,200		
134		273,900			
135		274,200			
136		274,500			
137		274,600			
再雇用職員	191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

別表 4-1(管理職手当)

研究職	職務の級	区分	管理職手当額
部長等	5級	一種	129,300円
		二種	103,400円
		三種	90,500円
		四種	77,600円

事務・技術職	職務の級	区分	管理職手当額
総務部長 総務課長等	9級	一種	130,300円
		二種	104,200円
	8級	一種	117,500円
		二種	94,000円
		三種	82,200円
	7級	二種	88,500円
		三種	77,400円
		四種	66,400円
	6級	三種	72,700円
		四種	62,300円
		五種	51,900円

別表 4-2(職務手当)

研究職	職務の級	区分	職務手当額
上席研究員等	4級	三種	78,400円
		四種	67,200円
主任研究員	3級	四種	60,900円

## 別表 5

### 初任給調整手当

期間の区分	金額
	円
1年未満	50,000
1年以上2年未満	50,000
2年以上3年未満	50,000
3年以上4年未満	50,000
4年以上5年未満	50,000
5年以上6年未満	50,000
6年以上7年未満	48,200
7年以上8年未満	46,400
8年以上9年未満	44,600
9年以上10年未満	42,800
10年以上11年未満	41,000
11年以上12年未満	39,200
12年以上13年未満	37,400
13年以上14年未満	35,600
14年以上15年未満	34,200
15年以上16年未満	32,800
16年以上17年未満	31,400
17年以上18年未満	30,000
18年以上19年未満	28,600
19年以上20年未満	27,200
20年以上21年未満	25,800
21年以上22年未満	25,200
22年以上23年未満	24,600
23年以上24年未満	23,700
24年以上25年未満	23,100
25年以上26年未満	22,500
26年以上27年未満	21,900
27年以上28年未満	21,300
28年以上29年未満	20,600
29年以上30年未満	20,300
30年以上31年未満	19,900
31年以上32年未満	19,300
32年以上33年未満	18,500
33年以上34年未満	17,600
34年以上35年未満	16,900

## 別表 6

### 職位別加算率

事務職俸給表等	支給率
8級以上	20%
7級・6級	15%
5級・4級	10%
3級及び 技能・労務職俸給表4級以上で上記以外の者	5%

研究職俸給表等	支給率
5級以上	15～20%
4級・3級	10%
2級※	5%
招へい型任期付研究員のうち5号俸以上の俸給月額を受ける研究員	20%
招へい型任期付研究員のうち4号俸又は3号俸の俸給月額を受ける研究員	15%
招へい型任期付研究員のうち2号俸又は1号俸の俸給月額を受ける研究員	10%
若手育成型任期付研究員	5%

※採用後5年以上経過した者

## 別表 7

### 管理職の加算割合

職位の区分	支給率
部長・領域長 センター長 首席研究員	15%
招へい型任期付研究員のうち6号俸の俸給月額を受ける研究員	25%
招へい型任期付研究員のうち5号俸又は4号俸の俸給月額を受ける研究員	15%